

知識探訪

多民族社会の横顔を読む
協力：日本マレーシア学会 (JAMS)

日本のマレーシア化？機密保護と情報公開

伊賀司（京都大学東南アジア研究所研究員）

日本では特定秘密保護法案が衆参両院を通過して公布され、1年以内の施行が予定されている。特定秘密保護法について、各方面から様々な反対がなされているが、筆者は機密に関して「日本のマレーシア化」が進んでいると感じた。以下、日本での議論の参照のためにも機密保護と情報公開をめぐる近年のマレーシアの状況を紹介します、そこから得られる課題を指摘する。

国家機密法とその問題

マレーシアで日本の特定秘密保護法にあたるのは、国家機密法である。国家機密法は、閣議、州行政評議会、治安・防衛・国際関係にかかわる文書を機密扱いとすることを定めている。これらの分野の機密指定については、大臣、州首相や彼らに任命された公務員が指定権限を持つ。指定された機密について、一定年数を経た後の自動解除の制度はなく、機密指定解除は指定を行った上記大臣らのみが解除可能である。さらに、上記大臣らの機密決定の判断は裁判所による司法審査を受けない。

こうした国家機密法の規定は、機密の定義が曖昧(あいまい)であることや機密の指定・解除に行政の大幅な裁量が認められることから、ジャーナリスト、野党、市民社会組織などから長年批判されてきた。

機密の定義の問題でいえば、治安・防衛・国際関係以外の国民生活に直接かかわる情報でさえも国家機密法によって秘匿されるケースが散見される。最近の例では、スランゴール州で民営化された水道事業をめぐる、連邦政府、州政府、民間水道企業との間で交わされた民営化の協定書と、監査報告書が機密扱いで公表されていない。また、中等学校(フォーム5)の理数系科目の試験の合格点に関する情報が機密扱いで明らかにされない事例もあった。

情報公開の動きと刑法改正

国家機密法を批判してきた野党は、2008年総選挙で5州の州政権を得たが、これら野党州のうちスランゴール州とペナン州では国家機密法への挑戦として、州レベルでの情報公開法が立法化された。特にスランゴール州の情報公開法では、市民社会組織からの意見が

反映される形で法案が修正され、成立しており、制定過程で重要な変化はあった。ただし、依然として本格的な施行に至っておらず、連邦法の国家機密法と州法の情報公開法との矛盾を潜在的に抱えたままであり、今後の展開が注目される。

最近の野党は、州の情報公開法制定という制度改革を通じた政府・与党への挑戦に加え、スキャンダルの暴露によっても攻勢をかけている。ナジブ政権下で最も政府・与党に対してインパクトのあったスキャンダルは、国立肉牛飼育センターをめぐる女性・家族・コミュニティー大臣の親族が経営する企業がかかわったとされるスキャンダル(NFCスキャンダル)である。人民公正党などの野党は、大臣の親族(企業)が政府からのソフトローンを使って背任行為をしたことを明らかにしたが、この時に野党の重要な情報源となったのは匿名の内部告発者からの情報であった。

こうした野党の攻勢に対し政府・与党は、内部告発者保護法の制定など一部で情報公開に貢献する動きはあるものの、全体として機密保護の方向に動いている。注目すべきは、今年10月に改正がなされた刑法の203A項であり、ジャーナリストの間では、この規定の挿入はNFCスキャンダルが影響しているともいわれている。この203A項は、(民間人も含む)公的業務に参与する者による情報漏洩(ろうえい)を禁じているが、何が漏洩を禁じられる情報が不明瞭(めいりょう)で、機密指定の手続きもないために、野党からは国家機密法よりも抑圧的であるとの反応が見られる。

マレーシアの経験からは、機密の明確な定義と機密の指定・解除における行政の裁量の余地を極力少なくする仕組みがないまま機密保護の動きが進むと、国民生活にも影響が出てくる恐れがあることが指摘できる。日本の特定秘密保護法の運用でこれらの点が考慮されないならば、「日本のマレーシア化」は一層進むだろう。

< 筆者紹介 >

1977年、香川県生まれ。神戸大学大学院国際協力研究科博士課程修了。博士(政治学)。京都大学東南アジア研究所研究員。マレーシアを中心とする東南アジアの政治体制、メディア、社会運動の関係について研究を行っている。